

障 発 0520 第 1 号
令 和 2 年 5 月 20 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」の一部改正について

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）（平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第 1 号当職通知）」の一部を別添のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、この通知による改正後の別紙 1 又は別紙 2 に定める内容に代えて、この通知による改正前の別紙 1 又は別紙 2 に定める内容により、当該事業を実施することができる。

(別添)

強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領) 新旧対照表

改正後	現行
<p>障発0803第1号 平成29年8月3日 一部改正 障発0507第4号 令和元年5月7日 <u>一部改正 障発0520第1号</u> <u>令和2年5月20日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修事業の実施について (運営要領)</p>	<p>障発0803第1号 平成29年8月3日 一部改正 障発0507第4号 令和元年5月7日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修事業の実施について (運営要領)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="215 272 1115 539">行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」を有する者に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について（障発第 0801002号）」（以下「実施要綱」という。）において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業」として位置づけられたところである。</p> <p data-bbox="215 560 1115 683">この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p data-bbox="215 703 1115 826">なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 27 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は、廃止する。</p> <p data-bbox="651 951 678 975" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="215 1043 371 1070">1、2 （略）</p> <p data-bbox="215 1139 409 1166">3. 研修対象者等</p> <p data-bbox="226 1187 387 1214">（1）基礎研修</p> <p data-bbox="248 1235 434 1262">（ア）研修対象者</p> <p data-bbox="286 1283 1115 1358">原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>若しくは</u>今後従事する予定</p>	<p data-bbox="1137 272 2038 539">行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」を有する者に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について（障発第 0801002号）」（以下、「<u>実施要綱</u>」という。）において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業」として位置づけられたところである。</p> <p data-bbox="1137 560 2038 683">この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p data-bbox="1137 703 2038 826">なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 27 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は、廃止する。</p> <p data-bbox="1574 951 1601 975" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="1137 1043 1294 1070">1、2 （略）</p> <p data-bbox="1137 1139 1332 1166">3. 研修対象者等</p> <p data-bbox="1149 1187 1310 1214">（1）基礎研修</p> <p data-bbox="1171 1235 1357 1262">（ア）研修対象者</p> <p data-bbox="1209 1283 2038 1358">原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>もしくは</u>今後従事する予</p>

改正後	現行
<p>のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(2) 実践研修</p> <p>(ア) 研修対象者</p> <p>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>4. 研修テキスト</p> <p>本研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。</p> <p>なお、<u>特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが、令和元年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発等に関する研究」において本研修テキストを作成しており、成果物は特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークのホームページで公開しているので活用されたい。</u></p> <p><u>※特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークのホームページ</u> https://blog.canpan.info/shien-net/archive/98</p>	<p>定のある者とする。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(2) 実践研修</p> <p>(ア) 研修対象者</p> <p>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>もしくは今後従事する予定のある者。</u></p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>4. 研修テキスト</p> <p>本研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。</p> <p>なお、<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)</u>が「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)テキスト」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)テキスト」を作成しており、成果物は厚生労働省のホームページで公開するので活用いただきたい。</p> <p><u>製本したテキストを希望する場合は、購入方法等の詳細について、のぞみの園にご照会願いたい(※)。</u></p> <p>※ (照会先) <u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</u></p>

改正後	現行
<p>5. 修了証書の交付 (1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、この運営要領による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研修事業者から当該研修を修了したもものとして修了証書の交付を受けた者は、この運営要領による改正後の基礎研修又は実践研修を修了し、都道府県知事又は指定研修事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7. 事業報告書の提出 事業の実施状況等について、都道府県が実施する研修事業については、平成21年8月25日付け厚生労働事務次官通知「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について（厚生労働省発障0825第1号）」（以下「交付要綱」という。）に定める様式による事業報告書を提出すること。 (略)</p> <p>8～12 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>事業企画局研究部（電話 027-320-1445、FAX 027-320-1391）</u></p> <p>5. 修了証書の交付 (1)、(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7. 事業報告書の提出 事業の実施状況等について、都道府県が実施する研修事業については、平成21年8月25日付け厚生労働事務次官通知「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について（厚生労働省発障0825第1号）」（以下「交付要綱」という。）に定める様式による事業報告書を提出すること。 (略)</p> <p>8～12 (略)</p>

改正後				現行				
(別紙1)				(別紙1)				
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム				強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム				
科目名	時間数	内容		科目名	時間数	内容		
I 講義	6.5			I 講義	6			
1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	①強度行動障害の理解	支援の基本的考え方	1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	本研修の対象となる行動障害	
			強度行動障害の状態				強度行動障害の定義	
			行動障害が起きる理由				強度行動障害支援の歴史的な流れ	
			障害特性の理解				知的障害/自閉症/精神障害とは	
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	3.5	②強度行動障害と医療	強度行動障害と精神科の診断	
			家族の気持ち/実践報告				強度行動障害と医療的アプローチ	
		③支援のアイデア	障害特性に基づいた支援			③強度行動障害と制度	福祉と医療の連携	
			④チームプレイの基本				チームプレイの必要性	自立支援給付と行動障害 / 他
							⑤実践報告	
II 演習	5.5							
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①基本的な情報収集	行動を見る視点					

改正後				現行							
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	②チームプレイの基本	支援手順書に基づく支援の体験			④構造化	構造化の考え方				
		③強度行動障害の理解	困っていることの体験				構造化の基本と手法				
		構造化に基づく支援のアイデア									
3 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応					⑤支援の基本的な枠組みと記録	支援の基本的な枠組み		
									支援の基本的なプロセス		
アセスメント票と支援の手順書の理解											
記録方法とチームプレイで仕事を する大切さ											
⑥虐待防止と身体拘束	虐待防止法と身体拘束について										
合計	12									⑦実践報告	児童期における支援の実際
											成人期における支援の実際
			II 演習	6	内容						
1 基本的な情報収集と記録等の共有				1	①情報収集とチームプレイの基本					情報の入手とその方法	
										記録とそのまとめ方と情報共有	
						アセスメントとは					
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解				2.5	②固有のコミュニケーション	様々なコミュニケーション方法					
						コミュニケーションの理解と表出					
						グループ討議/まとめ					

改正後		現行					
		3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する氷山モデル グループ討議/まとめ		
		合計	12				
(別紙2)		(別紙2)					
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム		強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム					
科目名	時間数	内容		科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5			I 講義	4		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識	1 強度行動障害のある者へのチーム支援	2	①強度行動障害支援の原則	チームによる支援の重要性 支援の6つの原則 地域で強度行動障害の人を支える
		②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性			①行動障害のある人の生活と支援の実際	行動障害のある人の家族の思い 日中活動場面における支援 夕方から朝にかけての支援 外出場面における支援
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③実践報告	チームによる支援の実際	2 強度行動障害と生活の組み立て	2		
II 演習	8.5			II 演習	8		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法 障害特性に基づくアセスメント	1 障害特性の理解とアセスメント	2.5	①障害特性とアセスメント	障害特性の理解 障害特性に基づくアセスメント 行動の意味を理解する
		②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成				

改正後				現行			
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の方法	2 環境調整による強度行動障害の支援	3.5	①構造化の考え方と方法	強みや好みを活かす視点
			記録の分析と支援手順書の修正				構造化の考え方
4 危機対応と虐待防止	1	④関係機関との連携	関係機関（医療機関等）との連携の方法	3 記録に基づく支援の評価	1	①記録の収集と分析	行動の記録の方法
							記録の整理と分析
合計	12			4 危機対応と虐待防止	1	①危機対応と虐待防止	危機対応の方法
							虐待防止と身体拘束
				合計	12		
(別紙3)～(別紙8)(略)				(別紙3)～(別紙8)(略)			